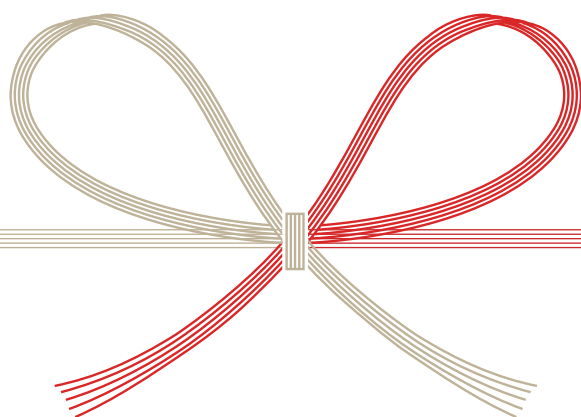


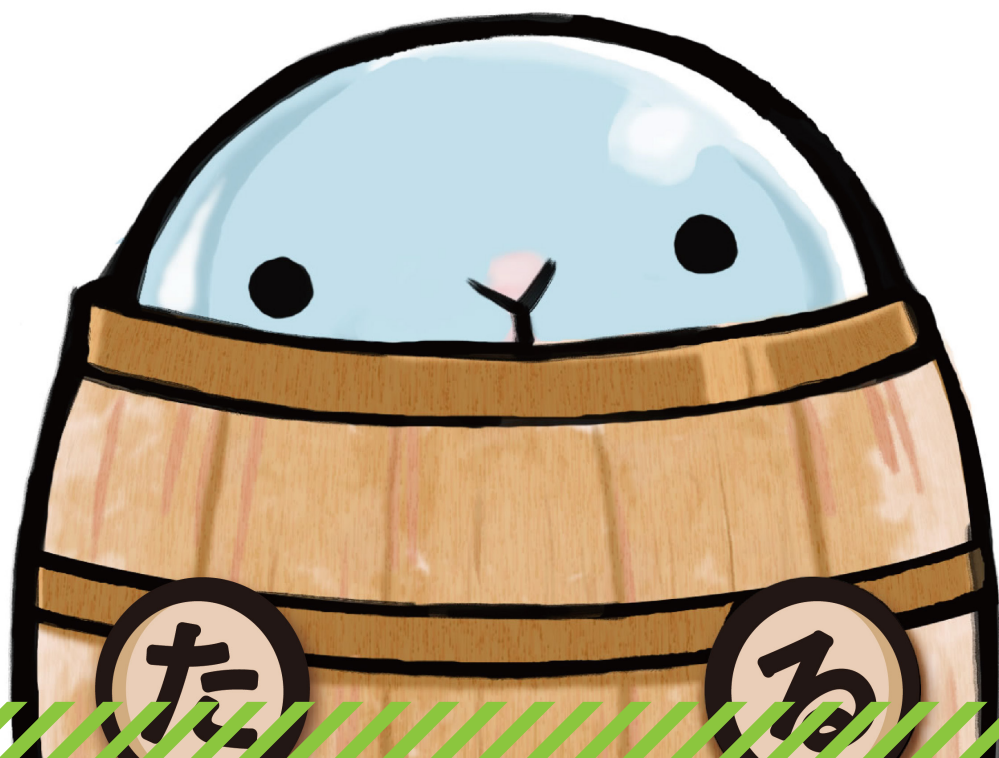
垂水市公式イメージキャラクター

たるたる 使用ガイド本

着　　ぐ　　る　　み　　借　　用　　編



垂水にハマってます。



着ぐるみを使用する場合の申請

垂水市イメージキャラクター「たるたる」でイベント会場を盛り上げませんか？たるたるは、水の妖精ですが、ここだけの話、実は着ぐるみとして、貸し出しが可能なんです！使用をご希望の際は、申請書をご提出ください。

※提出された資料については、垂水市で審査し、その使用が垂水市のイメージアップや特産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与されると認められた場合に承認いたします。

1 貸出対象者

◆申請者

- ①垂水市内の公民館・事業所等・学校
- ②その他、管理者が適当と認めた機関・団体等

※個人への貸出は行っておりません。

◆提出書類

たるたる着ぐるみ貸出届出書

◎垂水市が指定する様式です。

◎様式は、WEB サイトからダウンロードできるほか、本資料の末ページに添付しております。

◆貸出費用

無償

◆申請期限

- ①貸出を希望する日の2週間前までに申請を行ってください。
- ②貸出の予約は、貸出を希望する月の2ヶ月前から受けつけております。

◆提出方法

- ①オンライン手続き（垂水市公式ホームページ）

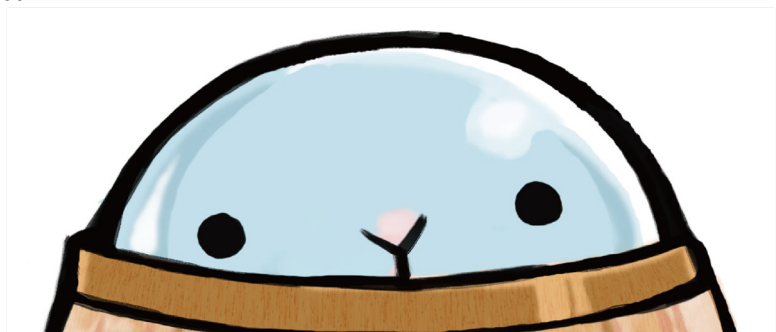
- ②郵送 ③直接持参



◆提出先

〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114

垂水市企画政策課 秘書広報係



着ぐるみ貸出上の注意

1 貸出方法について

- (1) 申請者は、市役所まで着ぐるみを直接受け取りにくること。
- (2) 使用後は、申請者が責任を持って垂水市が指定する場所に、速やかに返却すること。
- (2) 貸出に伴う搬入及び搬出は、申請者が行うこと。
- (3) 着ぐるみの貸出は、原則1行事につき1体とする。
- (4) 垂水市に負担を伴う貸出は、原則認めないものとする。
- (5) 申請書の内容に変更が生じた場合は、「たるたる」着ぐるみ貸出変更申請書を提出し、変更に係る承認を得なければならない。

2 使用上の遵守事項

申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、垂水市の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを営利目的に使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを個人的に使用しないこと。
- (6) 着ぐるみが汚損するおそれのある状況で使用しないこと
- (7) 着ぐるみ返却時には、使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (8) その他、別紙の注意事項等に従って使用すること。

3 現状復帰について

- (1) 着ぐるみを汚損した場合は、申請者の責任と負担により、修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。
- (2) 前項の規定に関わらず、垂水市が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。
- (3) 使用及び管理状況が著しく悪いと認められる申請者に対しては、次回以降の貸出を許可しない。

着ぐるみ使用上の手入れ等の注意事項

- 1 原則として、雨天時の屋外使用は避けること。
- 2 たるたるのイメージを保つため、着ぐるみ着用時の「声だし、頭脱ぎ」は絶対にしないこと。また、公衆の面前での着脱は絶対に行わないこと。
- 3 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- 4 着ぐるみ着用中は、必ず補助者を付け、誘導等を行うとともに第三者と着用者を危険から守ること。
- 5 会場の気温、天候等を十分に考慮し、着用者の水分補給や頭部の冷却など十分な暑さ対策を行うこと。また、長時間使用する場合は適宜休憩するなど、無理のない着用をすること。
- 6 使用中は、除菌スプレー等を使用し、衛生管理を行うこと。
- 7 使用後は、固く絞ったタオル等で表面の汚れ等を拭き取り、除菌スプレー等を使用し、風通しのよい場所（直射日光が当たる場所は避けること）で、十分に乾燥をさせてから返却すること。
- 8 着ぐるみは極度に動きの激しい使用を避け、輸送や保管の際の置き方には十分注意すること。
- 9 使用中の破損や部品を紛失した場合は、管理者に連絡すること。
※破損及び損失した場合は、要領第9条に基づき、原因者負担とさせていただきますのでご了承ください。
- 10 持ち運びの際は、袋に入れること。
- 11 以上の注意事項のほか、次の借受者が着用しやすいよう、取扱いに十分注意すること。